

令和 8 年

市議会 3 月定例会議案

知 立 市

令和 8 年市議会 3 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 1 号	令和 7 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）
土 開	報告第 2 号	令和 8 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度知立市一般会計補正予算（第 6 号））
協 働	同意第 1 号	知立市公平委員会委員の選任について
教 庶	同意第 2 号	知立市教育委員会委員の任命について
総 務	議案第 2 号	知立市行政手続条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 3 号	知立市職員定数条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 号	知立市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 5 号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 6 号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 7 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 8 号	知立市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例
水道等	議案第 9 号	知立市水道事業給水条例及び知立市下水道条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 10 号	知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 11 号	市道路線の認定及び変更について
	議案第 12 号	令和 7 年度知立市一般会計補正予算（第 7 号）
国 保	議案第 13 号	令和 7 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
財 務	議案第 14 号	令和 7 年度知立市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 15 号	令和 7 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
国 保	議案第 16 号	令和 7 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 17 号	令和 7 年度知立市水道事業会計補正予算（第 2 号）
下 水	議案第 18 号	令和 7 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

所 管	番 号	案 件
	議案第 1 9 号	令和 8 年度知立市一般会計予算
国 保	議案第 2 0 号	令和 8 年度知立市国民健康保険特別会計予算
財 務	議案第 2 1 号	令和 8 年度知立市土地取得特別会計予算
長 寿	議案第 2 2 号	令和 8 年度知立市介護保険特別会計予算
国 保	議案第 2 3 号	令和 8 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算
水 道	議案第 2 4 号	令和 8 年度知立市水道事業会計予算
下 水	議案第 2 5 号	令和 8 年度知立市下水道事業会計予算

報告第1号

令和7年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第1号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

報告第2号

令和8年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年度知立市一般会計補正予算（第6号）

（専決第1号）

（専決処分書別紙）

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度知立市一般会計補正予算（第6号）

（予算書別紙）

令和8年 1月20日

知立市長 石 川 智 子



同意第1号

知立市公平委員会委員の選任について

下記の者を知立市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 春 田 昌 吾
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第2号

知立市教育委員会委員の任命について

下記の者を知立市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 伊 藤 沙 織
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

議案第 2 号

知立市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市行政手続条例の一部を改正する条例

知立市行政手続条例（平成 9 年知立市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第

3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 3 号

知立市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市職員定数条例の一部を改正する条例

知立市職員定数条例（昭和 4 5 年知立市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「3 1 人」を「4 0 人」に、「4 6 0 人」を「5 0 0 人」に改め、同条第 7 号中「4 人」を「5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、職員定数の改定のため必要があるからである。

議案第 4 号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の
一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例（平成
2 2 年知立市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日
から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長の給料月額の特例の期間の延長のため必要があるか
らである。

議案第5号

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知立市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年知立市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた知立市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由

の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第6号

知立市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

知立市介護保険条例の一部を改正する条例

知立市介護保険条例（平成12年知立市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「32人」の次に「以内」を加える。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた金額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有す

るもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、知立市税条例（昭和45年知立市条例第53号）第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、知立市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、知立市税条例第26条第2項で定める金額から

同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第7号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和45年知立市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

第23条第1項中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項各号中「一人」を「1人」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する額を減額した世帯 325円

ウ 前項第3号キに規定する額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第23条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項、第7項、第8項、第9項及び第10項中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第11項及び第12項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第13項及び第14項中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されることに伴い必要があるからである。

議案第 8 号

知立市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

(知立市子ども医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 知立市子ども医療費支給条例(昭和 4 8 年知立市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(知立市障害者医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 知立市障害者医療費支給条例(昭和 4 8 年知立市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「受ける際」を「受ける際、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(知立市母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第 3 条 知立市母子家庭等医療費支給条例(昭和 5 3 年知立市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

（知立市精神障害者医療費支給条例の一部改正）

第4条 知立市精神障害者医療費支給条例（平成13年知立市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 全疾病受給者証又は受給者証の交付を受けた受給資格者は、病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に全疾病受給者証又は受給者証を提出しなければならない。ただし、当該受給資格者が全疾病受給者証又は受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第4条第3項中「病院、診療所、薬局その他の者」を「医療機関等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、福祉医療費の助成対象者がマイナンバーカードだけで医療機関に受診することを可能にするため必要があるからである。

議案第9号

知立市水道事業給水条例及び知立市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日提出

知立市長 石川 智子

知立市水道事業給水条例及び知立市下水道条例の一部を改正する条例

(知立市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 知立市水道事業給水条例(昭和52年知立市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事の施行をする必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者」を加える。

(知立市下水道条例の一部改正)

第2条 知立市下水道条例(平成5年知立市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した者が給水装置工事又は排水設備工事を実施できるようにするため必要があるからである。

議案第 10 号

知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

知立市長 石川 智子

知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

知立市行政財産目的外使用料条例（昭和 53 年知立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の部中

「

市立学校屋外体育施設 夜間照明設備を使用する場合	最初の 1 時間	3,410 円	利用の許可を受け たとき	利用できる期間は、通年 （1 月 1 日から 1 月 3 日 まで及び 12 月 29 日 から 12 月 31 日までを 除く。）とする。
	以後 30 分ごと	1,690 円		

」を

「

市立学校屋外体育施設 の夜間照明設備を使用 する場合	最初の 1 時間	3,410 円	利用の許可を受け たとき	利用できる期間は、通年 （1 月 1 日から 1 月 3 日 まで
	以後 30 分ごと	1,690 円		

市立学校屋内体育施設の空調設備を使用する場合	1時間につき（使用する時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算する。）	500円	使用を終わったとき	で及び12月29日から12月31日までを除く。）とする。
------------------------	--	------	-----------	------------------------------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第3項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の知立市行政財産目的外使用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市立学校屋内体育施設を使用する者について適用し、施行日前に当該施設を使用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表に規定する市立学校屋内体育施設の空調設備を使用する場合の利用の許可については、施行日前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出するのは、市立学校屋内体育施設への空調設備の設置に伴い必要があるからである。

議案第 11 号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を認定及び変更したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

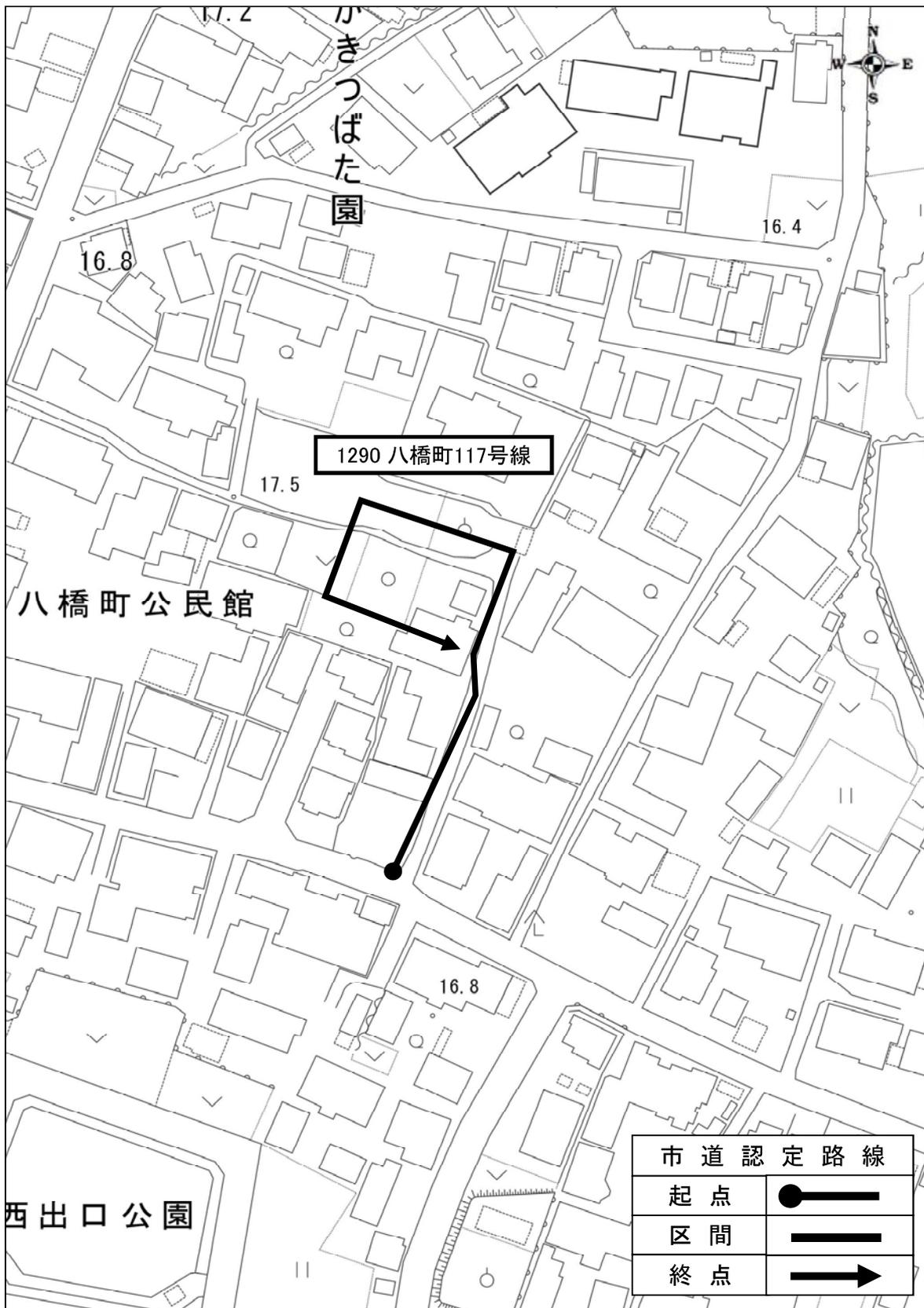
知立市長 石川 智子

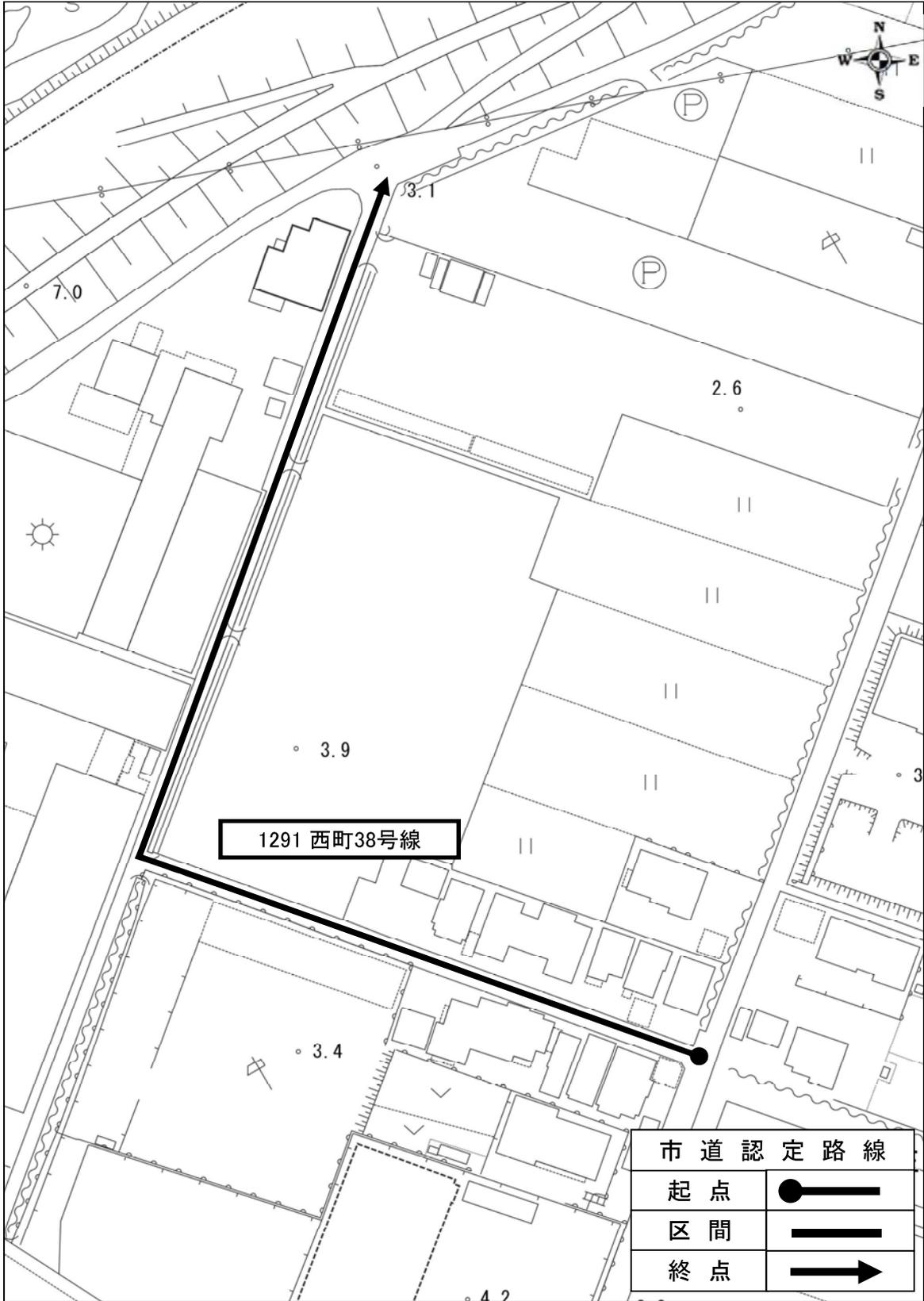
提案理由

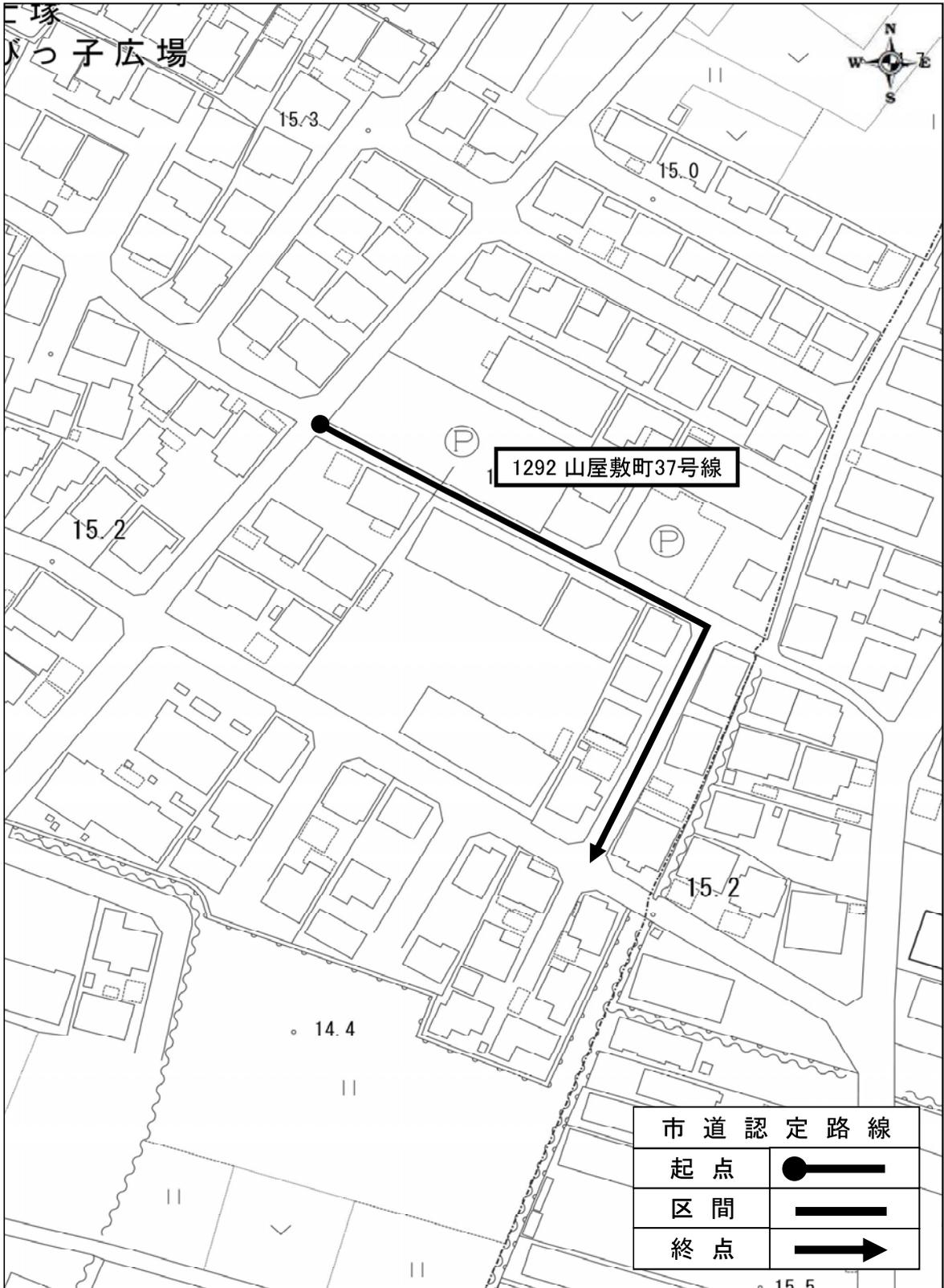
この案を提出するのは、新たに道路の維持管理をするにあたり市道として認定及び路線の変更をする必要があるからである。

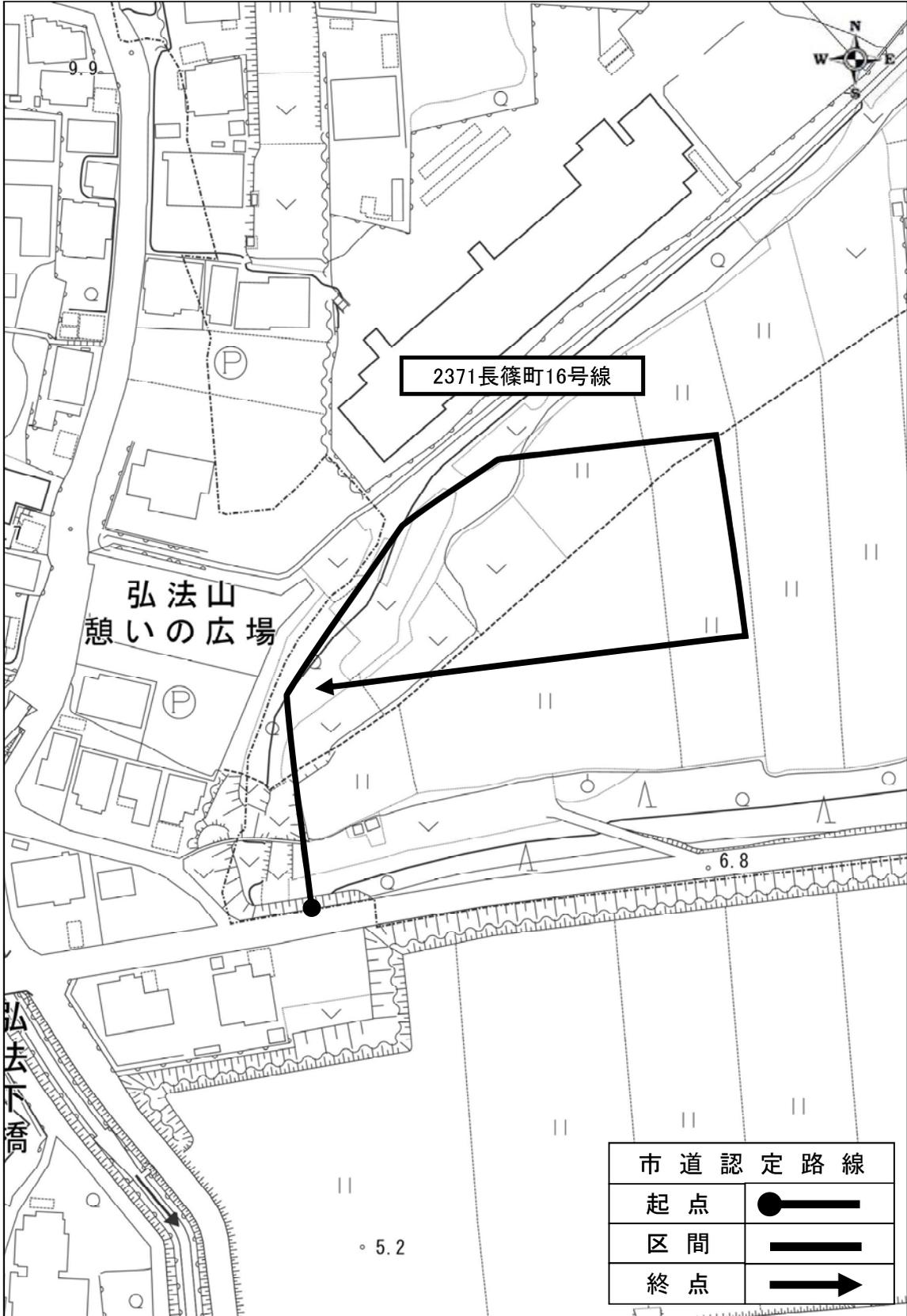
認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点
1290	八橋町117号線	八橋町井戸尻	八橋町井戸尻
1291	西町38号線	西町宮後	西町宮後
1292	山屋敷町37号線	山屋敷町富士塚	山屋敷町富士塚
2371	長篠町16号線	長篠町丸山	長篠町丸山
2372	弘法町12号線	弘法町弘法山	弘法町遠田
3501	谷田町71号線	谷田町南屋下	谷田町南屋下
3502	新林町64号線	新林町北林	新林町北林
3503	新林町65号線	新林町東新切	新林町東新切
3504	新林町66号線	新林町北林	新林町北林
3505	新林町67号線	新林町北林	新林町茶野
3506	新林町68号線	新林町平草	新林町新林
3507	新林町69号線	新林町平草	新林町平草







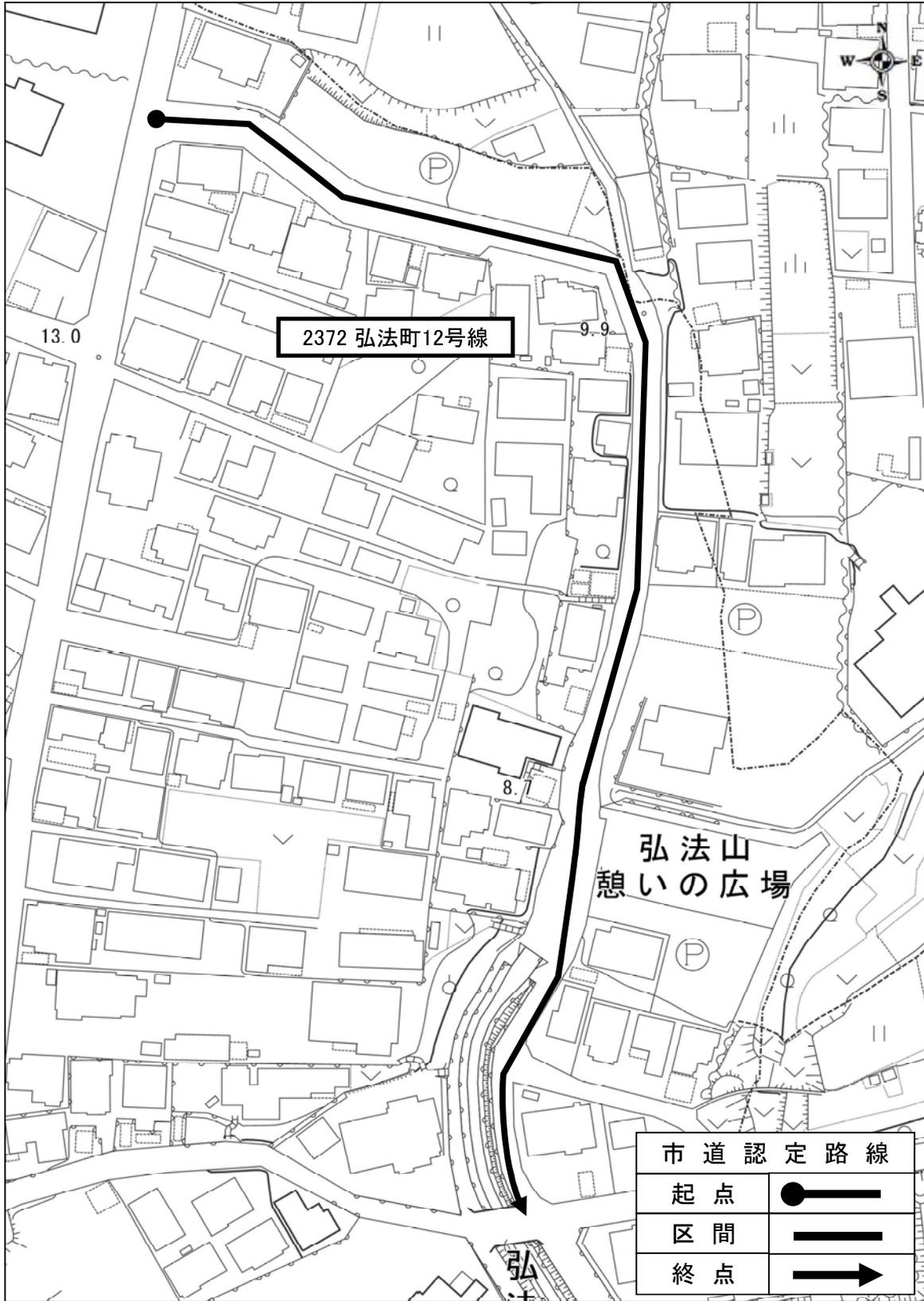


2371長篠町16号線

弘法山
憩いの広場

市道認定路線	
起点	●——
区間	——
終点	——→

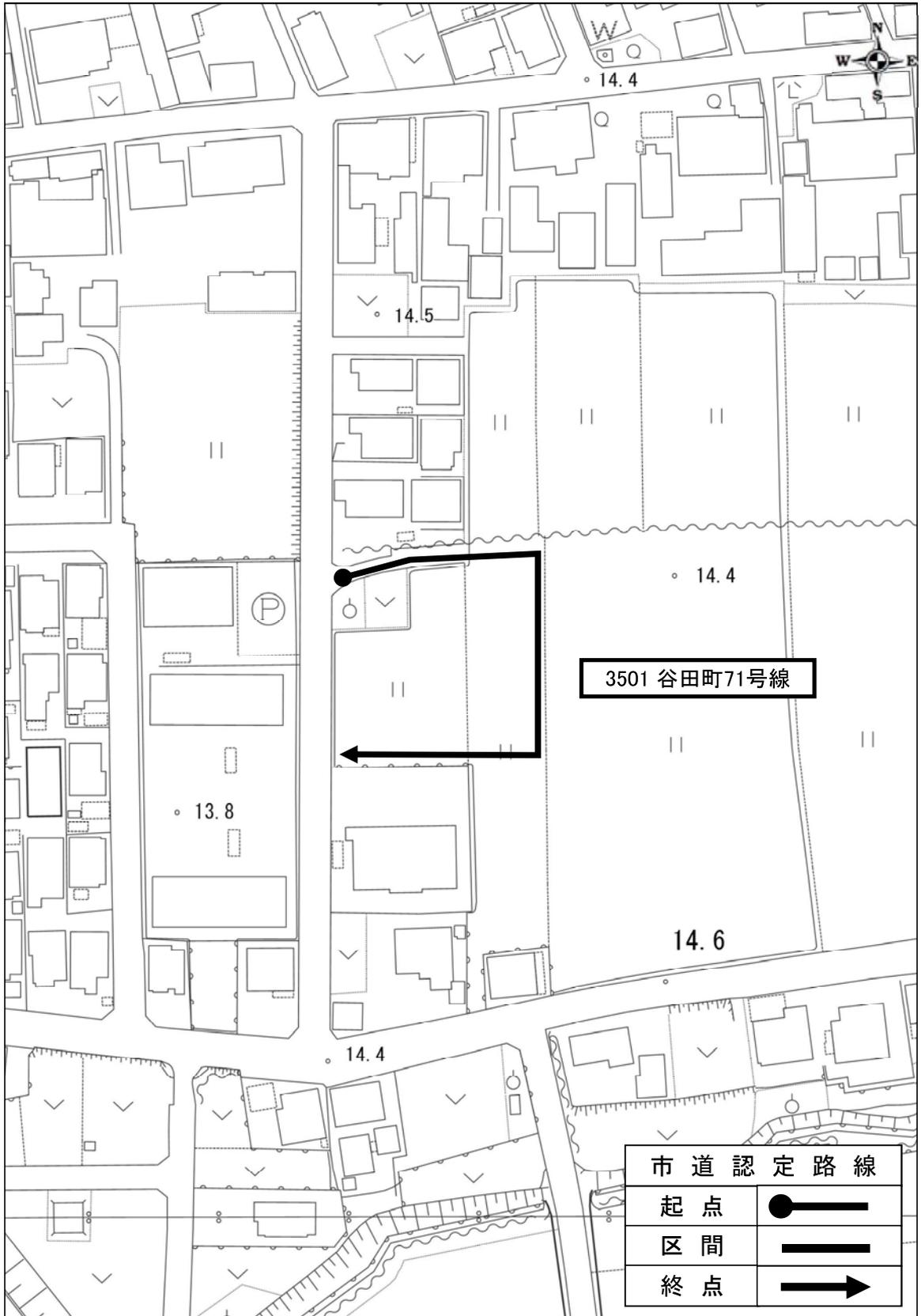
弘法山
下橋



2372 弘法町12号線

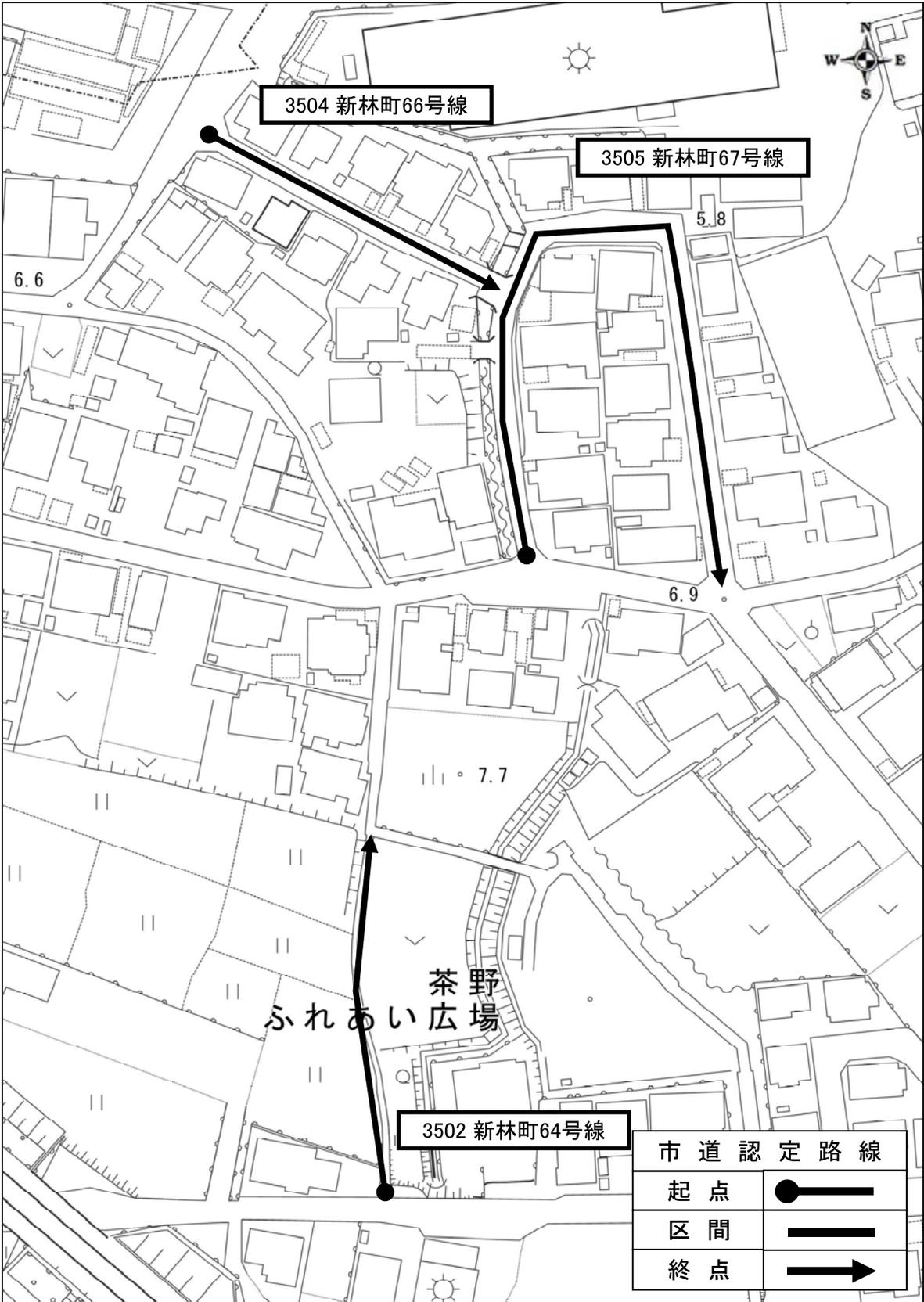
弘法山
憩いの広場

市道認定路線	
起点	●
区間	—
終点	➔



3501 谷田町71号線

市道認定路線	
起点	●
区間	—
終点	→



3504 新林町66号線

3505 新林町67号線

6.6

5.8

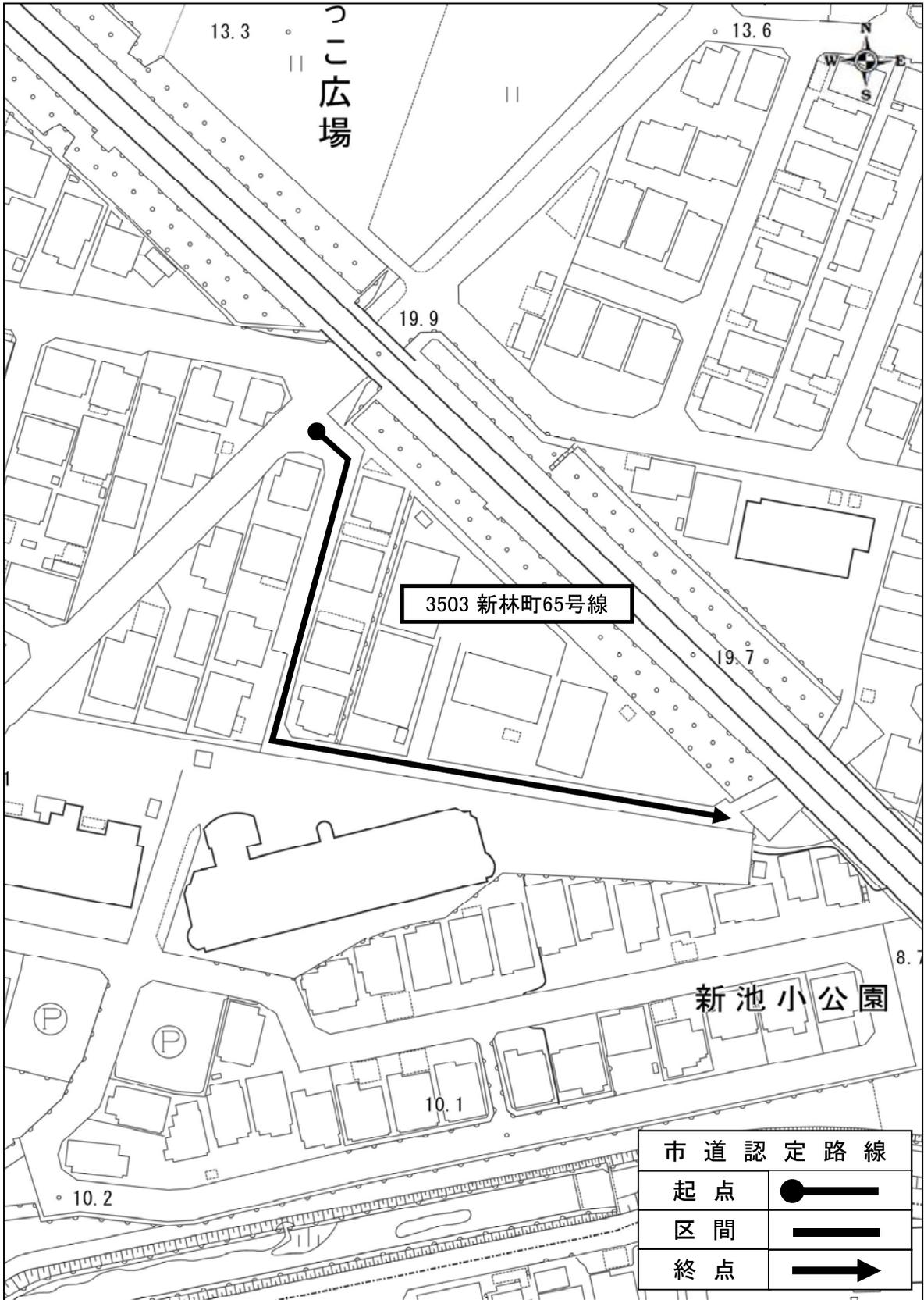
6.9

7.7

茶野
ふれあい広場

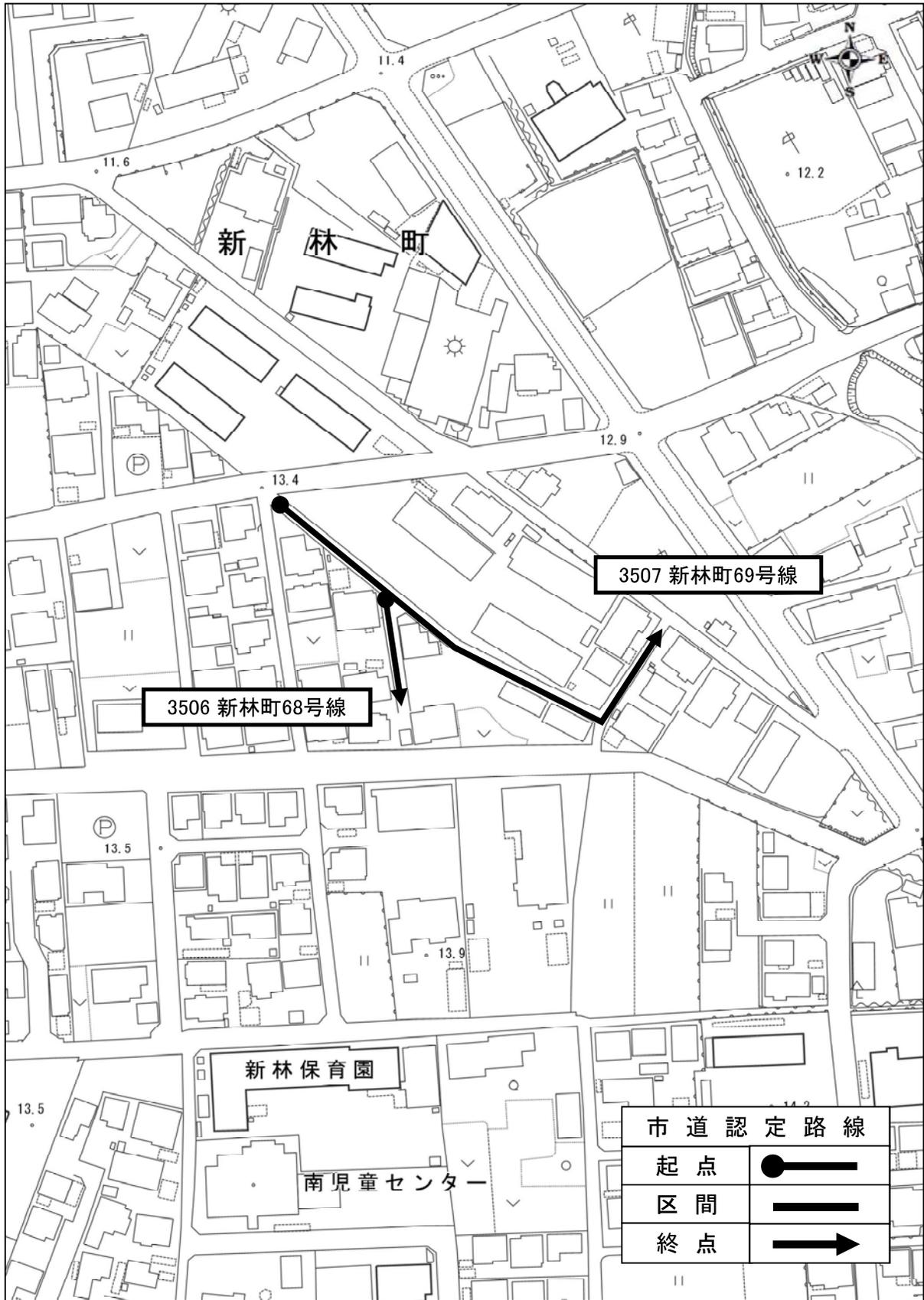
3502 新林町64号線

市道認定路線	
起点	●——
区間	——
終点	——→



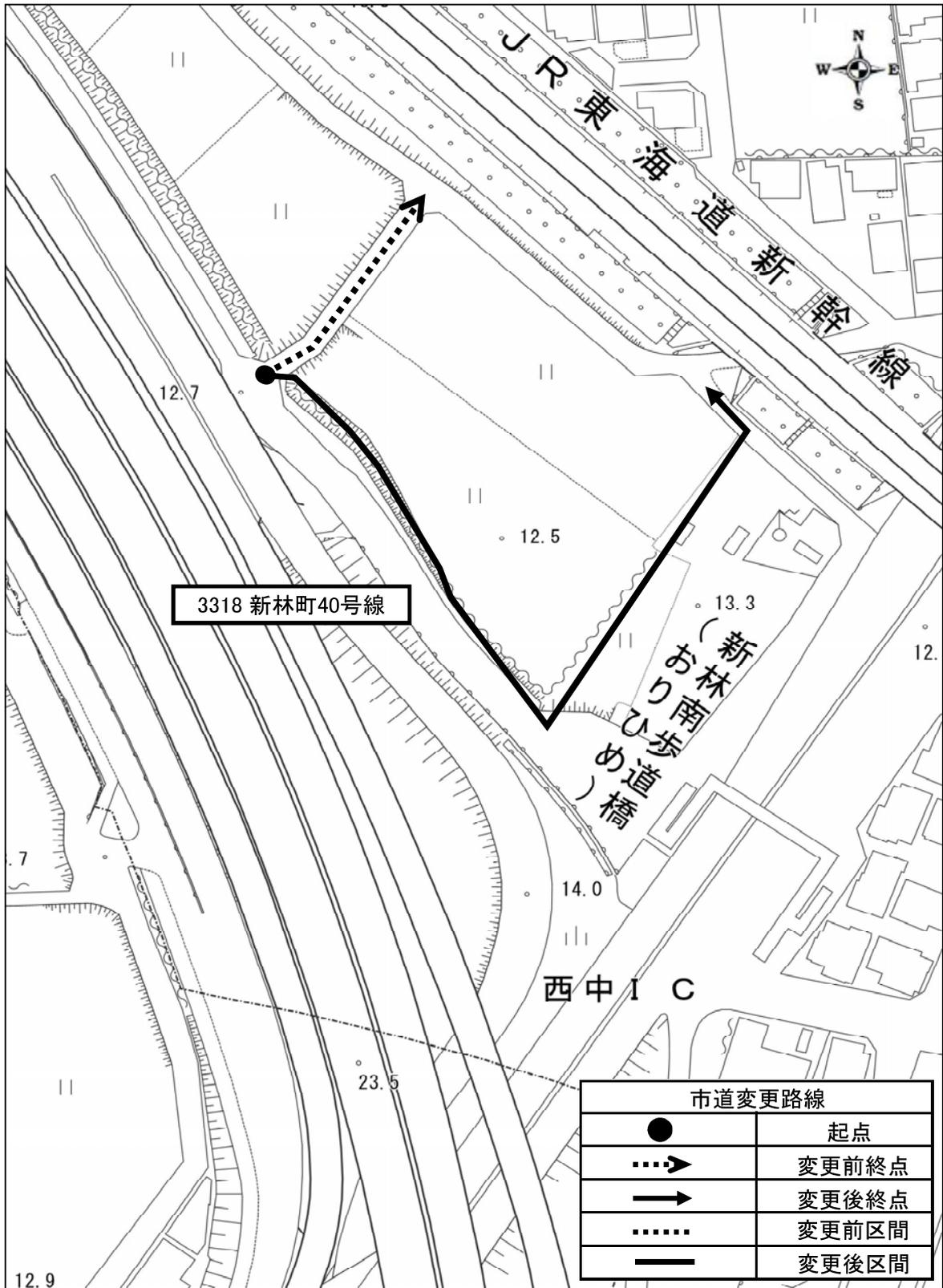
3503 新林町65号線

市道認定路線	
起点	●
区間	—
終点	➔



変更路線

整理番号	路線名	起 点	終 点
3318	新林町40号線	新林町北林	新林町北林



3318 新林町40号線

市道変更路線	
●	起点
--->	変更前終点
—>	変更後終点
-----	変更前区間
————	変更後区間